

# 公の施設に係る指定管理者制度に関する指針

平成16年12月1日  
総務局総務部総務課

## 1 指定管理者制度の概要

### (1) 地方自治法の一部改正

地方自治法の一部改正が行われ(平成15年6月13日公布,同年9月2日施行),公の施設の管理に関して「管理委託制度」から「指定管理者制度」への制度改正が行われた。

「公の施設」とは

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設

### (2) 改正の目的

多様化する住民ニーズにより効果的,効率的に対応するため,公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ,住民サービスの向上を図るとともに,経費の削減等を図る。

### (3) 改正のポイント

民間事業者による管理が可能

管理主体となれる者の範囲が市の出資法人等から,株式会社等の民間事業者やNPO等を含めた法人その他の団体となった。(個人は不可)

指定管理者の指定は行政処分

市と管理主体の関係が公法上の契約による管理業務の委託から,「指定」という行政処分(契約関係ではない)による管理権限の委任となった。

指定管理者による使用許可が可能

条例で定める指定管理者の業務の範囲に含めることで,指定管理者が使用許可等の行政処分を行えるようになった。

ただし,法令により市長のみが行うことができる権限は行えない。

例)使用料の強制徴収,不服申立てに対する決定,行政財産の目的外使用許可等

### (4) 制度導入に係る経過措置等

新規施設や直営施設を外部に委ねる場合は,その時点から指定管理者制度によらなければならない。

また,施行日において管理委託制度を実施している施設は,施行日から起算して3年を経過する日(平成18年9月1日)までに指定管理者制度に移行しなければならない。

### (5) 指定管理者制度を導入できない施設

総務省の通知では,道路法,河川法,学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合には,指定管理者制度を導入することができないとされている。

しかし,各所管省庁において規制緩和や法解釈の運用により導入を可能とする動きもあるため,各省庁の動向を注視していく必要がある。

## 2 公の施設の管理方針

公の施設の管理に関し、各施設の設置目的、事業内容、施設規模、現在の管理受託者の状況等を勘案し、民間事業者、NPO、地域住民などの能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を積極的に導入するものとする。

### (1) 管理形態の検討

今後公の施設の管理形態は「市の直営による管理」か「指定管理者による管理」のどちらかを選択することになるが、本市が設置する全ての公の施設について、どちらの管理形態を採ることが市民サービスの向上及び管理経費の節減が図られ、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できるかを検討するものとする。

なお、直営で管理すべき施設の例としては下記の施設等が考えられる。

個別法の規定により、管理者が本市に限定されている施設

本市以外の受け皿がなく、公募しても指定管理者として適切な団体がない(見込めない)施設

小規模な施設で嘱託職員等を活用することで、指定管理者制度を導入するよりも効率的な管理が行える施設

その他当面政策の継続性が求められる施設等

### (2) 管理形態別の原則

現在管理委託を行っている施設

原則として指定管理者制度を導入するものとする。

現在直営による管理を行っている施設

指定管理者制度の導入を積極的に検討するものとする。

平成16年8月に実施した「民間委託等の推進に関する総チェック」の検討状況等を踏まえながら検討するものとする。

新規施設

原則として指定管理者制度を導入することとし、今年度策定予定の「(仮称)新潟市PFI推進基本方針」に基づき、PFIの活用も積極的に検討するものとする。

### (3) 指定管理者の業務の範囲

指定管理者には、原則として施設の管理業務及び本市として当該施設で実施すべき事業に関する業務を包括的に行わせるものである。

したがって、条例制定にあたっては、施設の設置目的により当該施設で実施すべき事業を十分検討し指定管理者の業務の範囲として条例に定めるものとする。

公の施設で実施すべき事業については、例えばもっぱら市民の利用に供するための施設(貸館専門)にするのか、その施設を利用して市民意識の向上や啓発を図るなどの目的達成のため事業の実施を必須とするのか十分検討し、指定管理者が実施すべき業務の範囲を定めるものとする。

### 3 指定管理者の導入方針

#### (1) 指定管理者の選定方法

##### 指定管理者の選定方法の検討

指定管理者制度を導入することとした施設の指定管理者の選定方法については、各施設の所管課において、下記の方針に基づき、原則として公募を行う方向で検討するものとする。

##### ア 新規施設

原則として公募による選定を行う。

なお、PFI 事業者を指定管理者に指定する場合は、公募しないものとする。

##### イ 既存施設

###### a 管理委託施設

により原則として順次公募による選定を行う。

###### b 直営施設

原則として公募による選定を行う。

##### 管理委託施設（イ a）の検討

##### ア 当面公募せずに現在の管理受託者を指定管理者に選定する施設

a 地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体が管理運営している施設（コミュニティセンター、老人憩の家など）

b 管理受託者が所有又は管理する施設の一部施設であるもの

（職業訓練実習場、山の下みなとタワー展望展示室、急患診療センター）

c 特定の財団法人が管理運営することが寄附の条件となっている施設（會津八一記念館）

d 特に専門的な自主事業を当該施設で行わせるために設立した財団法人が、当該自主事業と不可分な業務として施設の管理運営を行っている施設（食肉センター）

これらの施設についても、当該施設を取り巻く社会情勢の変化を見定めながら、公募による選定を含め、必要により施設の在り方を見直すものとする。

##### イ その他公募による選定を推進する施設

現在管理受託者となっている本市の出資法人等の自立に向けた自助努力を促すとともに、本市においても出資法人等のあり方を見直しを実施することにより、公募による選定を推進するものとする。

なお、指定管理者制度導入時には、下記の施設分類に基づき公募を行うかどうかを検討するものとする。

###### a 指定管理者制度導入時において公募による選定を推進する施設

民間事業者等のノウハウの活用により市民サービスの向上や管理経費の節減が期待できる施設

b 指定管理者制度導入時は、公募によらず現在の管理受託者を選定し、指定期間を原則 3 年とするが、公募による選定を検討していく施設

管理運営業務に専門性や継続性が求められる施設や、現在の管理受託者が指定されないと、当該管理受託者の経営や組織体制に大きな影響がある施設

(2) 指定管理者制度導入スケジュール等

指定管理者制度導入スケジュール

ア 管理委託施設

管理委託施設については、平成18年9月1日までに導入する必要があるが、現在の管理委託契約が年度単位で締結されていることを考慮し、原則として平成18年4月1日から導入するものとする。

なお、公募する場合の申請者の検討期間や管理者が変更となる場合の引継期間を十分に確保する必要があるため、公募を行わない施設も含め、条例改正や指定の議決等の導入準備については下記のとおり行うものとする。

条例改正案提出	平成17年6月議会
指定管理者の公募・選定	平成17年7月～10月
指定の議案提出	平成17年12月議会
指定管理者による管理	平成18年4月1日～

ただし、各施設の所管課の判断により、これよりも早期に導入することを妨げるものではない。

制度導入当初において公募とするか非公募とするかについては、平成16年度中に各所管課の方針を参考に市長が決定し、公募による選定を行う施設については、総務部総務課が公表するものとする。

イ 新規施設及び直営施設で管理を外部に委ねる施設

アのスケジュールを参考に、申請者の検討期間や引継期間を十分確保するものとする。

公募による指定管理者選定に関する年次計画の策定について

指定管理者の選定は原則公募であることから、当面現在の管理受託者を公募せずに指定する施設についても、公募する方向で検討を進めることとなる。

この場合、施設管理に参入する意欲のある民間事業者やNPO等の団体が事前検討を十分行えるように、どの施設がいつ公募を行うのかがわかる年次計画を策定し、公表していくものとする。

この年次計画は平成17年度から策定に向けた検討を行うものとし、合併関連市町村から引き継ぐ施設も含めた計画とする。

指定期間

指定期間は原則として3～5年間とし、当該施設の特性、新規参入機会の確保、指定管理者の安定的な経営、指定管理者が設置する設備・機器等のリース期間等を考慮の上、各施設の所管課が判断するものとする。

なお、PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営を行う団体を指定する場合は、その期間を指定するものとする。

#### 指定管理者の選定基準について

##### ア 選定基準

指定管理者の選定基準については、次に掲げる事項を共通事項とし、全ての事項を満たしている団体の中から選定するものとする。

また、必要により施設毎の特性に応じた事項を追加するものとする。

- a 市民の平等利用が確保されること。
- b 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- d 個人情報取扱いを適正に行える体制が整備されていること。

##### イ 社会貢献活動等に対する評価

環境保護、障害者雇用、地域活動への参加等の社会貢献活動の実績の評価や、市内に事務所（本社、支店、営業所、事務局等）を有する団体の選定について配慮するものとする。

#### 施設管理に係る市民意見の反映

施設の管理運営に関し、利用者等の市民意見を反映させる仕組みを指定管理者に義務付けるものとする。例えば、学識経験者や利用者等による運営委員会の設置、利用者アンケートの実施、意見箱の設置等が考えられる。

#### 合併関連市町村から引き継ぐ公の施設について

##### ア 合併前において指定管理者制度を導入している施設

合併前において行われた指定は、新市において引き継がれるため、指定期間が終了する時点において、本指針に基づき選定方法等の見直しを行うものとする。

##### イ 合併前において管理委託制度を実施している施設

原則として合併時においては管理委託制度を継続し、本市の管理委託制度と同様のスケジュールで指定管理者制度を導入する。

ただし、各施設の所管課において、市町村合併時に指定管理者制度を導入すべきであると判断した場合はこの限りでない。

また、指定管理者の選定方法については、原則として本指針を適用するものであるが、合併協議における当該市町村の意向を踏まえるものとする。

##### ウ 合併前において直営により管理している施設

原則として本指針に基づき指定管理者制度の導入を検討するものであるが、合併協議における当該市町村の意向を踏まえるものとする。

#### 4 指定管理者制度導入の手続き

##### (1) 指定管理者制度導入に係る検討事項

指定管理者制度を導入するためには、条例の制定又は改正、公募、指定管理者の選定、指定の議決、協定の締結等の手続きが必要となるが、下記の事項については各施設の所管課において事前に検討しておく必要がある。

- ・ 指定管理者に行わせる業務に関する仕様書  
申請者が的確な事業計画書を作成できるように、できるだけ詳細な業務仕様書を作成すること。
- ・ 選定基準  
選定の公平性を確保するため、できるだけ詳細な選定基準を定め、公募時には公表すること。
- ・ 指定管理者の選定方法  
本指針 3(1)により検討を行うこと。
- ・ 指定期間  
本指針 3(2)により検討を行うこと。
- ・ 利用料金制の採否  
原則として利用料金収入と施設管理経費の収支バランスがとれる見込みのある施設に導入することとし、これ以外の施設で導入する場合においても、指定管理者の経営努力を促すとともに、市が支出する委託費の縮減が図られるように検討するものとする。

##### (2) 条例の制定又は改正

指定管理者制度の導入に当たっては、各施設の所管課において個々の施設の条例を制定又は改正するものとする。

###### 条例に規定すべき事項

指定管理者制度を導入する場合は、次の事項について条例に規定しなければならない。

- ・ 指定の手続  
申請の方法や選定基準等
- ・ 管理の基準  
住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件  
(休館日、開館時間、使用制限の要件、個人情報の取扱い等)  
休館日や開館時間について、指定管理者の提案により設定する場合は、条例には基本的事項(最低限必要な1日当たりの開館時間数等)のみ規定し、具体的な内容は規則に委ねるものとする。
- ・ 業務の範囲  
指定管理者に行わせる業務の具体的な範囲  
使用許可、施設・設備の維持管理等の「施設管理業務」以外に、市の業務として当該施設で実施するソフト事業等を指定管理者に行わせる場合は、その旨を明記するものとする。  
例) \_\_\_\_\_に関する事業を実施すること  
当該条例において施設で実施する事業を別途規定している場合は、「第 \_\_\_\_\_ 条に規定する事業」と置き換えることもできる。

(3) 公募の実施

- ・ 公募を実施する場合は、各施設の所管課において募集要項を作成し情報提供を行う。

情報提供事項

施設の概要（名称・規模・業務内容・平面図等）、施設管理に関する法令等、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、業務仕様書、指定期間、応募資格、応募窓口、応募期間、申請書・事業計画書様式、説明会の有無、応募方法、選定方法、選定基準、利用料金制の有無、施設管理経費の取扱い、事故による損害賠償の取扱い等のほか、施設の特性に応じて追加すること。

- ・ 情報提供事項の概要を市報にいがた及び市のホームページに掲載する等、できるだけ広く周知するものとし、詳細な募集要項については説明会時や各所管課の窓口において配布するものとする。
- ・ 申請期間は少なくとも1か月は確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(4) 公募しない場合の手続き

公募せずに特定の団体を選定する場合においても、上記の情報提供事項を示し、一定の期間を設けて申請書・事業計画書の提出を受けること。

(5) 指定管理候補者の選定

- ・ 指定管理候補者の選定に当たっては、指定管理候補者選定委員会を要綱により設置するものとする。
- ・ 指定管理候補者選定委員会は、提出された事業計画書等を基に、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定するものとする。
- ・ 選定委員会の委員には、局長、部長等の市職員のほか、必要に応じて学識経験者や公認会計士等の外部委員を選任するものとする。
- ・ 指定管理候補者を選定後、各施設の所管課は全ての申請者に対して選定結果を通知するものとするとともに、市のホームページ等により広く市民にも情報を提供するものとする。

(6) 指定の議決

市長が指定管理者を指定する場合は、市議会の議決を経ることとなっている。議決すべき事項としては、公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等となっている。

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

- ・ 指定の議決後，指定管理者の指定を文書により行うものとする。
- ・ 指定管理者の指定を行った場合は，各所管課において速やかに告示するものとする。
- ・ 市と指定管理者の協議により取り決める必要がある事項については，両者間で協定を締結するものとする。
- ・ 協定に盛り込むべき事項としては，下記のものが考えられるが施設の特性に応じて追加するものとする。

具体的な管理運營業務の内容に関する事項

指定管理者が実施する自主事業に係る協議に関する事項

再委託に関する事項

利用料金の取扱いに関する事項

事業報告書の提出に関する事項

本市が支出する委託費に関する事項

指定の取消し及び業務の停止に関する事項

個人情報保護に関する事項

情報公開に関する事項

事故及び損害の賠償に関する事項

再委託について

指定管理者制度においては，原則として当該施設における業務を指定管理者が包括的に行うこととなるが，清掃，警備等の個々の業務を専門業者に委託することを妨げるものではない。

ただし，再委託を行う場合は，文書により本市の承認を得ることし，使用許可権限や管理に関する主体的な業務を再委託することはできないものとする。



## 5 指定管理者制度導入後の対応

### (1) 事業報告書の提出

指定管理者が毎年度終了後、市に提出する事業報告書については、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況、当該施設を利用して実施した自主事業の実施状況、アンケートや意見箱等で寄せられた利用者の意見等が考えられるが、必要により月毎の業務報告を求めるものとする。

また、提出された事業報告書等により、指定管理者の業務及び当該施設を利用して行った自主事業について評価を行い、次年度以降の管理業務に反映するものとする。指定管理者の業務について評価を行うときは、指定管理候補者選定委員会を活用し、外部の意見も聴取することも検討するものとする。

### (2) 報告、実地調査、指示

指定管理者に対して管理業務や経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができるが、定期的又は抜き打ちによる実地調査を行い、その結果を指定管理者の業務に関する評価に反映させるものとする。

### (3) 利用者等からの苦情への対応

- ・ 指定管理者が行った利用許可・不許可に対する不服申立てについては、地方自治法第244条の4の規定に基づき、全て市長が受けることとなる。
- ・ 施設の管理状況やサービス内容に対する苦情については、まず指定管理者が対応すべきものであり、指定管理者は適切な苦情処理を行う体制を整備する必要があることから、指定管理者の選定に当たっては、この点も留意する必要がある。また、苦情の内容によっては、本市においても施設の設置者としての責任があることから、各施設所管課においては指定管理者の苦情処理対応を常に把握し、必要により苦情処理にあたるものとする。

### (4) 施設内において事故があった場合の損害賠償請求等の対応

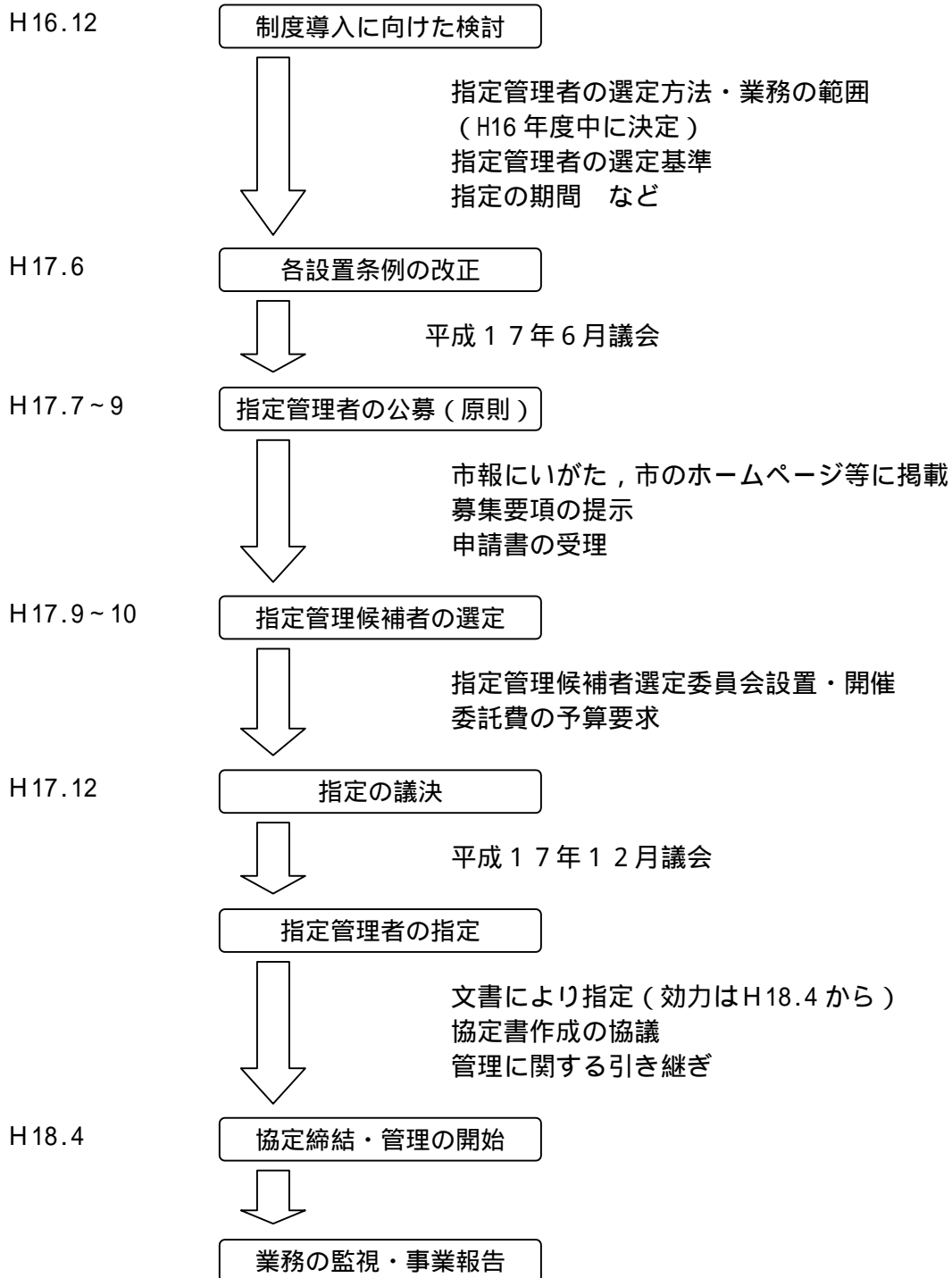
- ・ 施設自体の瑕疵により損害が生じた場合は、国家賠償法第2条の規定により、施設設置者である本市に損害賠償義務が生じることから、各施設所管課においては常に施設の破損状況等の把握を行うものとする。
- ・ 指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者が損害を賠償すること、本市がその損害を賠償した場合においては、本市が指定管理者に対し求償権を有すること、指定管理者の賠償能力を担保するために施設賠償保険の加入を義務付けることを募集要項に明記し、協定書においてもその旨を規定するものとする。

### (5) 指定の取消し

指定管理者が指示に従わないとき、管理を継続することが適切でないと認めるときは、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ただし、指定を取り消したり、業務を停止できるのは、指定管理者の責めに帰する事由がある場合であり、市側が一方的な事由により指定の取消し、業務の停止を行うことはできない。

## 管理委託施設における指定管理者制度導入スケジュール



## 公募による指定管理者制度導入フロー

